

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類  
(株式移転に関する事前備置書類)

前澤化成工業株式会社

2026年3月16日

## 株式移転に係る事前備置書類

東京都中央区日本橋小網町17番10号  
前澤化成工業株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 田中 理

前澤化成工業株式会社（以下「前澤化成工業」または「当社」といいます。）及び前澤工業株式会社（以下「前澤工業」といい、当社と前澤工業を総称して「両社」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に合意し、2026年6月1日をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる前澤ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

なお、本経営統合及び本株式移転の実施は、両社の株主総会の承認並びに本経営統合及び本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可の取得等を前提としております。本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写し）」をご参照ください。

### 2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 本株式移転に係る割当の内容

	前澤工業	前澤化成工業
株式移転比率	1	1.11

#### (注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、割当て交付いたします。なお、本株式移転により、前澤工業及び前澤化成工業の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

#### 2 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 38,252,768株

上記数値は、2025年11月30日時点における前澤工業の発行済株式総数(20,790,248株)、2025年9月30日時点における前澤化成工業の発行済株式総数(15,732,000株)に基づいて算出しております。

### 3 単元未満株式の取り扱いについて

1 単元（100 株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける前澤工業及び前澤化成工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能となります。

#### （2）本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

##### ①割当ての内容の根拠及び理由

前澤工業は、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率（以下で定義します。）の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から 2025 年 12 月 15 日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである賢誠総合法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記「（1）本株式移転に係る割当ての内容」記載の株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、前澤化成工業は、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から 2025 年 12 月 15 日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人三宅法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、前澤工業及び前澤化成工業は、それぞれフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による株式移転比率の算定結果を参考に、両社が相互に実施したデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、両社の財務状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年12月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

##### ②算定に関する事項

###### ア．算定機関の名称及び両社との関係

前澤工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券及び前澤化成工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券は、いずれも前澤工業及び前澤化成工業の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

###### イ．算定の概要

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、前澤工業はみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、前澤化成工業は大和証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、株式移転比率について、前澤工業の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、前澤化成工業の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに

比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、前澤化成工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価基準法	0.99～1.15
類似企業比較法	0.92～1.15
DCF法	0.92～1.21

市場株価基準法においては、2025年12月15日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式移転比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、前澤工業については、2026年5月期については、バルブ事業における設備投資額の一時的な増加等に起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。また、2027年5月期については、前年度の設備投資額の一時的な増加影響が解消されることに起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。また、前澤化成工業については、2027年3月期については、管工機材事業において前年度対比で増収増益を計画していることに加えて、前年度の投資額の一時的な増加の影響が解消されることから、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の事業見通し及び財務予測については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って作成されていることを前提としております。

他方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、

前澤化成工業の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.03～1.11
DCF法	0.97～1.39

市場株価法においては、2025年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、大和証券がDCF法による算定の際に前提とした前澤工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年5月期において、前期比でパルプ事業における設備投資額が減少することで、フリー・キャッシュ・フローは大幅な増額が見込まれております。また、前澤化成工業の財務予測については、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

### ③共同持株会社の上場申請等

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しており、上場日は、2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日付で上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様が割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元（100株）以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

### ④公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア． 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

前澤工業は、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「②算定に関する事項」をご参照ください。

前澤化成工業は、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「②算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも上記フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関より、本株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

#### イ. 独立した法律事務所からの助言

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手續及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人三宅法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手續及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

なお、賢誠総合法律事務所及び弁護士法人三宅法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### ウ. 独立した会計・税理士事務所からの助言

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社ストリームを選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとしてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）を選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

なお、株式会社ストリーム及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### ⑥利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、前澤工業と前澤化成工業との間には特段の利益相反関係は存在しないことから、特別な措置は講じておりません。

#### (3) 共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金等の額を以下のとおり決定いたしました。

(1) 資本金の額	100,000,000 円
(2) 資本準備金の額	25,000,000 円
(3) 利益準備金の額	0 円



【別添1】

株式移転計画書（写し）

## 株式移転計画書

前澤工業株式会社（以下「甲」という。）及び前澤化成工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

### 第1条（株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

### 第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - (1) 目的  
本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
本持株会社の商号は、「前澤ホールディングス株式会社」とし、英文では「MAEZAWA Holdings CO., LTD.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区八重洲一丁目6番1号とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
本持株会社の発行可能株式総数は、1億株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

### 第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 宮川 多正  
設立時取締役 田中 理
2. 本持株会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 井上 照孝  
設立時監査等委員 伊東 正博

設立時監査等委員 細田 隆（社外取締役）  
設立時監査等委員 加藤 真美（社外取締役）  
設立時監査等委員 加藤 達也（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY 新日本有限責任監査法人

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に 1.11 を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1株
  - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1.11株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

#### 第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額   | 100,000,000円   |
| (2) 資本準備金の額 | 25,000,000円  |
| (3) 利益準備金の額 | 0円   |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記<br>(1) 及び (2) の額の合計額を減じて得られる額 |

#### 第6条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2026年6月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認総会）

1. 甲は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、(i)2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円を限度として、(ii)2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり28円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする

#### 第11条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、(i)第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

## 第 12 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

## 第 13 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 12 月 16 日

甲 東京都中央区新川一丁目 5 番 17 号  
前澤工業株式会社  
代表取締役社長 宮川多正

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 12 月 16 日

乙 東京都中央区日本橋小網町 17 番 10 号  
前澤化成工業株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 田中理

## 【別紙】

定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文では MAEZAWA Holdings CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2) 上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3) 塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4) 水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6) 水質の検査・分析
- (7) 活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9) 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10) ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11) 貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物営業法に定める古物商
- (14) 損害保険の代理業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

### (3) 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第 16 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当社に保存する。

(電子提供措置等)

第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第 29 条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当社に保存する。

2. 第 27 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第 38 条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

## 第 6 章 会計監査人

(選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第 1 条 当社の最初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第 2 条 第 32 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額 2 億円以内とする。

2 第 32 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当社の成立時点における前澤工業株式会社（以下「前澤工業」という。）の取締役である当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度 1」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度 1 に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度 1 の概要

本制度 1 は、前澤工業の第 74 回定時株主総会及び第 75 回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した 2020 年 10 月 26 日付け株式給付信託契約（その後の変更を含む。）について、2026 年 6 月 1 日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度 1 は、前澤工業が 2026 年 5 月 31 日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて 2026 年 6 月 1 日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度 1 に基づき設定される信託を「本信託 1」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（以下「役員株式給付規程」という。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（本項において「当社株式等」といいます。）が本信託 1 を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度 1 の対象者

取締役

(3) 信託期間及び金額

前澤工業は、2021 年 5 月末日で終了した事業年度から 2023 年 5 月末日で終了した事業年度までの 3 事業年度（本項において、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度 1 を導入し、対

象役員への当会社株式等の給付を行うため、本信託1による当会社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を抛出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加抛出を行ってきた。

本信託1は、下記(4)のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに抛出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に抛出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間及び2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を抛出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となるのが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で抛出し、役員株式給付規程の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

#### (4) 当会社株式の取得方法

本信託1による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により抛出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

#### (5) 取締役が給付される当会社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とする(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

#### (6) 当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

3 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社(以下「前澤化成工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度2」という。)に係る報酬等

の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会及び第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当社は、前澤化成工業が三井住友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託(特定金外信託)契約(その後の変更を含む。)について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。)を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託2を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の交付を受ける。

(2) 本制度2の対象者

取締役

(3) 信託期間及び信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記(4)のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間(当初の信託期間:2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間:2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで)に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当社が定める株式交付規程(以下「株式交付規程」という。)の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託2による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に交付される当社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)

(6) 当会社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記(5)に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当会社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当会社株式の交付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。なお、金銭交付を行うために、本信託2により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当会社株式については交付を受けない場合がある。

(当初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

(以下余白)

【別添 2】

2025 年 5 月期に係る前澤工業株式会社に関する事項

## 事業報告

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかに回復している一方、物価上昇、金融資本市場の変動、米国の通商政策の動向が及ぼす影響等についても注視する必要があり、先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

このような環境のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は40,678百万円(前期比4.8%増)、売上高は37,499百万円(前期比2.7%増)となりました。損益につきましては、原価低減に努め、経常利益は4,768百万円(前期比4.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,077百万円(前期比12.8%減)となりました。

部門別の概況は、以下のとおりであります。

部門	受注高 (百万円)	売上高 (百万円)
環境事業	15,727	13,719
バルブ事業	12,776	11,214
メンテナンス事業	12,174	12,566
合計	40,678	37,499

#### ①環境事業部門

当部門におきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼をおいて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業排水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は厳しい事業環境の中、提案営業の推進、各業務工程における管理強化に取り組み、受注高は15,727百万円(前期比4.4%増)、売上高は13,719百万円(前期比8.9%増)となりました。

#### ②バルブ事業部門

当部門におきましては、浄水場、配水池、排水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐水化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、提案営業の推進、生産の効率化に取り組み、受注高は12,776百万円(前期比7.5%増)、売上高は11,214百万円(前期比9.0%減)となりました。

#### ③メンテナンス事業部門

当部門におきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズへの対応に取り組み、受注高は12,174百万円(前期比2.7%増)、売上高は12,566百万円(前期比8.5%増)となりました。

#### (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は、1,688百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものは埼玉製造所2号棟建替および関連する生産設備の更新606百万円、基幹システムマイグレーション287百万円、木型・金型の更新147百万円等であります。

これらに要する資金は、主に自己資金から充たいたしました。

#### (3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

概要事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来85年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備に加え、再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応、自然災害に対する防災・減災への対応等、当社グループが果たすべき役割はますます重要なものになっていると認識しております。

こうした状況の中、当社グループは社会・市場環境の変化を見据え、新たな価値の創出、持続的成長を図るために、「人と技術力で未来を拓く」をスローガンとした中期3カ年経営計画(令和6年度～令和8年度)を策定し、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。

①成長戦略の推進

再エネ・省エネ、官民連携、海外水インフラの分野において、成長戦略の推進を図ります。

- (i) 脱炭素社会実現に向けたバイオマス・省エネ技術の開発強化と事業展開
- (ii) 官民連携への体制強化と事業の推進
- (iii) 海外水インフラ市場における事業機会の創出

②既存事業の収益力強化

バルブ・環境・メンテナンス事業において、安定的な事業拡大とさらなる収益力強化を図ります。

- (i) 顧客ニーズに応える技術開発・提案力の強化
- (ii) 製造プロセスの最適化と施工管理体制の強化
- (iii) 顧客対応力強化によるメンテナンス事業の拡充

③企業価値向上に向けた経営基盤の強化

企業価値を高め、将来にわたって持続可能に成長していくため、経営基盤の強化を図ります。

- (i) 人的資本の充実と社員一人ひとりが活躍できる職場づくり
- (ii) 持続的成長につながるDXの推進
- (iii) ガバナンス強化と環境に配慮した企業活動の推進

これらの着実な推進により水関連企業、さらに環境関連企業として国内外に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。引き続き、物価上昇や金融資本市場の変動、米国の通商政策等の影響にも一層留意する必要があると、当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産および損益の状況の推移

区分	第76期	第77期	第78期	第79期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	29,933	37,661	38,811	40,678
売上高 (百万円)	30,903	32,369	36,511	37,499
経常利益 (百万円)	3,164	3,345	4,993	4,768
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	2,142	2,630	3,531	3,077
1株当たり 当期純利益 (円)	117.54	145.01	196.65	174.43
総資産 (百万円)	35,626	40,076	41,146	42,661
純資産 (百万円)	21,977	24,635	27,895	29,919
1株当たり純資産 (百万円)	1,212.21	1,357.68	1,563.25	1,699.94

- (注) 1. 第76期は、受注の確保、拡大および原価低減に努めたものの、減収減益となりました。  
 2. 第77期は、税効果会計における一過性の押上効果もあり増収となりました。  
 3. 第78期は、3部門における増収に加え、退職給付会計における費用減の影響により、増収となりました。  
 4. 第79期(当連結会計年度)の状況につきましては、前期「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社前澤エンジニアリングサービス	80	100	上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の1社であります。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役(令和7年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	宮川多正	
専務取締役	神田礼司	経営企画室、管理本部担当 (株)前澤エンジニアリングサービス取締役副社長
常務取締役	濱野茂樹	環境事業本部長兼海外推進室担当
常務取締役	手塚正三	バルブ事業本部長
取締役	瀬尾比良久	環境事業本部副本部長兼安全品質統括部長
取締役	園山佐和子	公益財団法人東京都専修学校各種学校協会監事 佐藤法律事務所弁護士
取締役	細田隆	Y&P 法律事務所弁護士 株式会社ロココ社外監査役 株式会社 JPMC 社外取締役
取締役	笠松重保	
常勤監査役	井上照孝	
監査役	御山義明	御山義明法律事務所所長
監査役	金塚厚樹	金塚厚樹公認会計士事務所所長 TY 監査法人社員
監査役	増田文香	増田労務管理事務所所長 埼玉県社会保険労務士会川口支部役員 埼玉県社会法権労務士会理事 埼玉 SR 経営労務センター監事

- (注) 1. 取締役 園山佐和子、細田隆、笠松重保の各氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 御山義明、金塚厚樹、増田文香の各氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役 園山佐和子、細田隆、笠松重保、監査役 御山義明、金塚厚樹、増田文香の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価粗油兼上場規程第436条の2に定める独立役員であります。  
4. 監査役 金塚厚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。  
6. 武内正一氏は、令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。  
7. 当社は、執行役員制度を導入しており、各執行役員は次のとおりであります。
- |        |      |                         |
|--------|------|-------------------------|
| 上席執行役員 | 菊池和信 | 管理本部長                   |
| 上席執行役員 | 都倉剛  | バルブ事業本部埼玉製造所長           |
| 上席執行役員 | 海野隆輝 | バルブ事業本部副本部長兼バルブ事業本部長    |
| 執行役員   | 中谷啓司 | 管理本部副本部長兼総務部長           |
| 執行役員   | 大澤裕志 | 環境事業本部環境R&D推進室長、海外推進室兼務 |
| 執行役員   | 田中明広 | 経営企画室長                  |
| 執行役員   | 中澤雅澄 | 環境事業本部環境ソリューション事業部長     |
| 執行役員   | 小原貞伸 | 環境事業本部プラント建設事業部長兼調達部長   |

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「役員個人の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）」を、令和3年8月27日開催の取締役会の決議により定めております。

#### ア. 基本方針

取締役および監査役の報酬等については、その職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案の上、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

#### イ. 取締役の報酬等

##### a. 取締役の個人別の報酬等の決定方針および決定方法

業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、公正かつバランスの取れた報酬とするため、基本報酬および賞与、そして株式給付信託を用いた株式報酬により構成します。

その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとします。

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会決議により決定します。

##### b. 取締役の基本報酬および賞与の額の決定方針

###### ・基本報酬

業務執行取締役およびその他の取締役の基本報酬は、役位別の職務・職責に基づき、他社の報酬水準、当社の業績、使用人の給与水準を総合的に勘案して決定し、月例の固定報酬として現金支給します。

###### ・賞与

業務執行取締役の賞与は、単年度業績に連動する算定方法に基づき算出された額を以て決定し、毎年、一定の時期に現金支給します。

なお、賞与に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

##### c. 業務執行取締役の非金銭報酬の額等の決定方針

業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬は、役員株式給付規程に基づく中長期業績連動報酬であり、事業年度ごとに業務執行取締役の役位および業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、当該業務執行取締役の退任時に受益者要件を満たした場合に確定ポイント数に応じた数の当社株式および一部現金給付します。

なお、当該株式報酬に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益、担当部門営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

d. 取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合の決定方針

取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合については、基準となる業績達成時に次表のとおりとなるように設計しております。

(単位：%)

	基本報酬	賞与	非金銭報酬 (株式報酬)
業務執行取締役	75	10	15
その他の取締役	100	-	-

※当事業年度に係る指標の実績は以下のとおりです。

連結営業利益：4,654 百万円 単体営業：1,552 百万円

ウ. 監査役の報酬

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定されているため、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。第75回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。

また、業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額とは別枠として、業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会において信託期間である3年間で120百万円を上限に資金を信託に拠出する旨の決議を、また、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において、業務執行取締役に対して交付が行われる当社株式(付与ポイント)の上限を1事業年度当たり89,000ポイントとする旨の決議をいただいております。(なお、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。)第75回定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

なお、監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。第61回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役3名)です。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	非金銭報酬	
取締役	8	157	8	40	206
(うち社外取締役)	(3)	(18)	(-)	(-)	(18)
監査役	5	26	-	-	26
(うち社外監査役)	(4)	(11)	-	-	(11)
合計	13	183	8	40	232
(うち社外役員)	(7)	(7)	(-)	(-)	(29)

(注) 1. 使用人兼取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬(株式報酬)については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会の決議において導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

**連結貸借対照表**  
(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>( 資産の部 )</b>	<b>42,661</b>	<b>( 負債の部 )</b>	<b>12,742</b>
<b>流動資産</b>	<b>29,903</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,171</b>
現金及び預金	10,342	支払手形及び買掛金	1,388
受取手形、売掛金及び契約資産	4,277	電子記録債務	1,315
電子記録債権	5,192	1年内返済予定の長期借入金	680
有価証券	2,995	リース債務	55
商品及び製品	2,916	未払金	1,496
仕掛品	2,483	未払法人税等	1,045
原材料及び貯蔵品	1,454	契約負債	2,537
その他	244	役員賞与引当金	16
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	19
		完成工事補償引当金	54
		その他	1,563
<b>固定資産</b>	<b>12,757</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,570</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,788</b>	長期借入金	1,503
建物及び構築物	1,828	リース債務	184
機械装置及び運搬具	1,079	繰延税金負債	243
工具、器具及び備品	715	完成工事補償引当金	30
土地	3,566	役員株式給付引当金	255
建設仮勘定	598	従業員株式給付引当金	16
		退職給付に係る負債	332
<b>無形固定資産</b>	<b>471</b>	長期未払金	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,497</b>		
投資有価証券	4,198	<b>( 純資産の部 )</b>	<b>29,919</b>
長期貸付金	9	<b>株主資本</b>	<b>28,300</b>
長期前払費用	25	資本金	5,233
繰延税金資産	49	資本剰余金	4,793
その他	221	利益剰余金	20,017
貸倒引当金	△6	自己株式	△1,745
		その他の包括利益類型額	1,619
		その他有価証券差額金	1,619
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,661</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>42,661</b>

## 連結損益計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

科 目	金 額	百万円
売上高		37,499
売上原価		26,234
売上総利益		11,265
販売費及び一般管理費		6,611
営業利益		4,654
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	127	
業務受託料	4	
その他の収益	12	147
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	3	
その他の費用	1	
経常利益		4,768
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	182	
固定資産売却損	4	186
税金等調整前当期純利益		4,582
法人税、住民税及び事業税	1,492	
法人税等調整額	12	1,504
当期純利益		3,077
親会社に帰属する当期純利益		3,077

**連結株主資本等変動計算書**  
(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,233	4,794	17,686	△1,427	26,287
当期変動額					
剰余金の配当			△725		△725
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,077		3,077
自己株式の取得				△535	△535
自己株式の処分		109		86	195
自己株式の消却		△109	△21	130	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,331	△318	2,012
当期末残高	5,233	4,794	20,017	△1,745	28,300

(百万円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 類型額合計	
当期首残高	1,608	1,608	27,895
当期変動額			
剰余金の配当			△725
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,077
自己株式の取得			△535
自己株式の処分			195
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	11	11
当期変動額合計	11	11	2,023
当期末残高	1,619	1,619	29,919

## 連結注記表

### 1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	(株)前澤エンジニアリングサービス
主要な非連結子会社名	(株)ウォータック北海道
連結の範囲から除いた理由	

同社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当会社はありません。

#### (2) 持分法を適用した関連会社数

該当会社はありません。

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ウォータック北海道

PFI 大久保テクノロジーソース(株)

#### 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

##### 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

##### ②棚卸資産

主に、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、未完成工事支出金については個別法によっております。

## （2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物：旧定率法及び旧定額法

その他：旧定率法

（平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。）

なお、主な内容年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## （3）重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

### ②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③工場損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

#### ④完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

#### ⑤役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ⑥従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### 顧客との契約から生じる売上高

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①環境事業及びメンテナンス事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業をおこなっております。

これらの事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにすれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ②バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した連結会計年度に一括費用処理しております。

#### (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### ①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

##### ②関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

###### 株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月16日）に準じて、総額法を適用しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

①当連結会計年度計上額

	金額(百万円)
売上高	15,948

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等における収益認識は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

工事原価総額は、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあり、連結財務諸表に重要な影響を与え可能性があります。

(棚卸資産の評価)

①当連結会計年度計上額

	金額(百万円)
商品及び製品	2,916
仕掛品	2,483
原材料及び貯蔵品	1,454

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、未成工事支出金を除き、主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価しており、正味売却価額につきましては、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定しております。また、営業循環過程から外れた滞留または処分見込み等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げる方法によっております。

正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等について、状況の変化が生じた場合には、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(退職給付債務の算定)

①当連結会計年度計上額

	金額(百万円)
退職給付に係る負債	332

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

当社及び連結子会社は、使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

#### (追加情報)

##### (取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、令和2年10月26日より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼任しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動制をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

##### ①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

##### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ264百万円、426,124株であります。

##### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、令和6年7月11日開催の取締役会決議に基づき、令和6年10月31日より、対象役員と従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、企業の持続的な成長に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

##### ①本制度の概要

本制度は、一定の要件を満たした当社および子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して、当社および子会社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び子会社は、従業員に対し職位および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該給付ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ 73 百万円、61,392 株であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

下記の資産を PFI 事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産	
その他（関係会社株式）	1 百万円

また、下記の資産を 1 年内返済予定の長期借入金（360 百万円）及び長期借入金（1,230 百万円）の担保に供しております。

建物及び構築物	1,808 百万円
土地	3,566 百万円
投資有価証券	1,233 百万円
合計	6,608 百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,772 百万円

### 3. 仕掛品及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の額	19 百万円
-------------------	--------

### 4. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形及び売掛金	76 百万円
電子記録債権	211 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	44 百万円
2. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	22 百万円

連結株主資本等変動計画書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数	普通株式	
	当連結会計年度期首	21,040,248 株
	当連結会計年度末	20,790,248 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和6年8月29日 定時株主総会	普通株式	399 百万円	22.00 円	令和6年5月31日	令和6年8月30日
令和7年1月10日 取締役会	普通株式	325 百万円	18.00 円	令和6年11月30日	令和7年2月14日

(注) 令和6年8月29日定時株主総会に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する配当金7百万円が含まれております。

(注) 令和7年1月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和7年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542 百万円	30.00 円	令和7年 5月31日	令和7年 8月29日

(注) 令和7年8月28日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、コマーシャルペーパー及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、その大半は固定金利で調達しております。

これら営業債務、短期借入金及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	4,092	4,092	-
資産計	4,092	4,092	-

(1)長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	2,183	2,176	△7
負債計	2,183	2,176	△7

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券(コマーシャルペーパー)」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1)投資通貨証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位；百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	34
非上場株式	105
合計	140

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,092	-	-	4,092
資産計	4,092	-	-	4,092

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金を含 む)	-	2,176	-	2,176
負債計	-	2,176	-	2,176

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 収益認識に関する注記

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	環境事業	バルブ事業	メンテナンス事業	計
売上高				
一時点で移転される財	2,586	11,214	7,582	21,382
一定の期間にわたり移 転される財	11,132		4,984	16,117
顧客との契約から生じる 収益	13,719	11,214	12,566	37,499
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	13,719	11,214	12,566	37,499

##### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和6年6月1日)	当連結会計年度末 (令和7年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	786	654
売掛金	2,332	1,940
契約資産	2,596	1,681
契約負債	2,600	2,537

契約資産は主に、工事契約において認識した収益のうち、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、未請求のものであります。契約資産は、工事等が完了し、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。また、契約負債がある場合は相殺されます。

契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首における契約負債残高の多くは、当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、32,097百万円であり、その多くは概ね1～3年以内に収益として認識されると見込まれます。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,699.94 円
1 株当たり当期純利益	174.43 円

(注)「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本キャストディ銀行 (信託 E 口) が所有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、487,516 株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、421,322 株であります。

**貸借対照表**  
(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>( 資産の部 )</b>	<b>37,016</b>	<b>( 負債の部 )</b>	<b>9,691</b>
<b>流動資産</b>	<b>24,288</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,418</b>
現金及び預金	5,095	支払手形	2
受取手形	344	買掛金	1,097
電子記録債権	4,695	電子記録債務	1,008
売掛金	2,728	1年内返済予定の長期借入金	460
契約資産	1,540	リース債務	53
有価証券	2,995	未払金	1,390
商品及び製品	2,916	未払賞与	837
仕掛品	2,257	未払法人税等	399
原材料及び貯蔵品	1,438	契約負債	1,713
前払費用	47	預り金	372
その他	230	役員賞与引当金	8
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	17
		完成工事補償引当金	54
		その他	2
<b>固定資産</b>	<b>12,728</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,272</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,740</b>	長期借入金	1,330
建築物	1,628	リース債務	180
構築物	193	繰延税金負債	355
機械及び装置	1,039	完成工事補償引当金	30
車両運搬具	39	役員株式給付引当金	202
工具、器具及び備品	702	従業員株式給付引当金	13
土地	3,566	退職給付引当金	155
建設仮勘定	598	長期未払	4
<b>無形固定資産</b>	<b>469</b>	<b>( 純資産の部 )</b>	<b>27,325</b>
ソフトウェア	333	<b>株主資本</b>	<b>25,706</b>
ソフトウェア仮勘定	128	<b>資本金</b>	<b>5,233</b>
その他	6	<b>資本剰余金</b>	<b>4,794</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,488</b>	資本準備金	4,794
投資有価証券	4,198	<b>利益剰余金</b>	<b>17,423</b>
関係会社株式	114	利益準備金	561
関係会社貸付金	9	その他利益準備金	16,862
長期前払費用	16	固定資産圧縮積立金	136
その他	155	別途積立金	2,300
貸倒引当金	△6	繰越利益剰余金	14,425
		<b>自己株式</b>	<b>△1,745</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,916</b>
		その他有価証券差額金	1,619
<b>資 産 合 計</b>	<b>37,016</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>37,016</b>

## 損益計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上高		26,741
売上原価		20,015
売上総利益		6,725
販売費及び一般管理費		5,172
営業利益		1,552
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	1,783	
受取技術料	108	
その他の収益	46	1,940
営業外費用		
支払利息	20	
売上割引	3	
その他の費用	1	
経常利益		3,467
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	181	
固定資産売却損	4	186
税金等調整前当期純利益		3,281
法人税、住民税及び事業税	457	
法人税等調整額	17	475
当期純利益		2,806

**株主資本等変動計算書**  
(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	百万円 5,233	百万円 4,794	百万円 -	百万円 4,794	百万円 561	百万円 139	百万円 2,300	百万円 12,362	百万円 15,363
当期変動額									
剰余金の配当								△715	△725
当期純利益								2,806	2,806
固定資産圧縮積立金の取崩 (当期分)						△3		3	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			109	109					
自己株式の消却			△109	△109				△21	△21
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△3	-	2,063	2,059
当期末残高	5,233	4,794	-	4,794	561	136	2,300	14,425	17,423

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	百万円 △1,427	百万円 23,965	百万円 1,608	百万円 25,573
当期変動額				
剰余金の配当		△725		△725
当期純利益		2,806		2,806
固定資産圧縮積立金の 取崩		-		-

(当期分)				
自己株式の取得	△535	△535		△535
自己株式の処分	86	195		195
自己株式の消却	130	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			11	11
当期変動額合計	△318	1,741	11	1,752
当期末残高	△1,745	25,706	1,619	27,325

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は）
- ・ 市場価格のない株式等

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物：旧定率法及び旧定額法

その他：旧定率法

（平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～18年

#### (2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

#### (4) 完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

#### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (6) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (7) 退職給付引当金

従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額損益処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 顧客との契約から生じる売上高

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 環境事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。

環境事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗後を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## (2) バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度末の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への変更はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

##### ①当事業年度計上額

	金額(百万円)
売上高	11,021

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

（棚卸資産の評価）

①当事業年度計上額

	金額（百万円）
商品及び製品	2,916
仕掛品	2,257
原材料及び貯蔵品	1,438

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

（退職給付債務の算定）

①当事業年度計上額

	金額（百万円）
退職給付引当金	155

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

（追加情報）

（取締役等に対する業績連動型株式報酬制度）

連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産に関する注記

下記の資産を PFI 事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

関係会社株式 1 百万円

また、下記の資産を 1 年内返済予定の長期借入金（360 百万円）及び長期借入金（1,230 百万円）の担保に供しております。

建物	1,614 百万円
構築物	193 百万円
土地	3,566 百万円
投資有価証券	1,233 百万円

	合計	6,608 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		9,728 百万円
3. 仕掛品及び工事損失引当金の表示		
損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。		
	工事損失引当金に対応する仕掛品の額	17 百万円
4. 期末日満期手形等の処理		
期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。		
なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。		
	受取手形	45 百万円
	電子記録債権	204 百万円
5. 関係会社に対する金銭債権・債務		
	短期金銭債権	1,191 百万円
	短期金銭債務	2 百万円
	長期金銭債権	9 百万円
6. 取締役等に対する金銭債権・債務		
該当事項はありません。		
7. 親会社株式の表示区分の金額		
該当事項はありません。		
損益計算書の関する注記		
1. 関係会社との当事業年度中における取引高の総額		
営業取引によるもの	売上	1,808 百万円
	仕入等	△9 百万円
営業取引以外によるもの	受取利息	0 百万円
	受取配当金	1,656 百万円
	受取技術料	108 百万円
	その他	36 百万円
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額		44 百万円
3. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額		

20 百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数

普通株式	
当事業年度期首	3,195,385 株
当事業年度増加	411,619 株
当事業年度減少	417,291 株
当事業年度末	3,189,713 株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式 487,516 株が含まれております。

当事業年度増加の内訳	
自己株式の取得	250,000 株
単元未満株式の買取	128 株
株式給付信託 (BBT, J-ESOP) の 自己株式の取得	161,491 株
当事業年度減少の内訳	
自己株式の消却	250,000 株
株式給付信託 (BBT, J-ESOP) への 抛出	161,491 株
役員退任による株式給付信託の 給付	5,800 株

#### 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	24 百万円
未払社会保険料	36 百万円
未払賞与	33 百万円
未払金	2 百万円
工事損失引当金	5 百万円
完成工事補償引当金	26 百万円

棚卸資産評価減	122 百万円
減価償却費	30 百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	157 百万円
貸倒引当金繰入超過額	2 百万円
退職給付引当金	48 百万円
従業員株式給付引当金(J-ESOP)	4 百万円
固定資産減損損失	18 百万円
その他	22 百万円
繰延税金資産小計	536 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△177 百万円
評価性引当額小計	△177 百万円
繰延税金資産合計	358 百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△651 百万円
固定資産圧縮積立金	△62 百万円
繰延税金負債合計	△713 百万円

繰延税金負債の純額 △255 百万円

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和 8 年 6 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.4%から 31.3%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額は 17 百万円増加し、法人税等調整額が 1 百万円、その他有価証券評価差額金が 18 百万円、固定資産圧縮積立金が 1 百万円それぞれ減少しております。

## 収益性認識に関する注記

連結注記表に記載しているため、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,552.541 円

1 株当たり当期純利益 159.04 円

(注)「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当事業年度末において、487,516株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、421,322株であります。

## 独立監査人の監査報告書

令和7年5月9日

前澤工業株式会社  
取締役会 御中

SK東京監査法人  
東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号  
PMO日本橋三越前9階

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江 部 安 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 田 圭 介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は我が国において一般的に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適正方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性の生協を与えると合理的に感られる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和7年7月9日

前澤工業株式会社  
取締役会 御中

SK東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号  
PMO日本橋三越前9階

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江 部 安 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 田 圭 介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等における監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を政治及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽常時がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り及び合理性並びに関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事業を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会社士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人SK東京監査法人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活動しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境に整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき政治されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人SK東京監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人SK東京監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人SK東京監査法人から「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主な必要な検討事項については、SK東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人SK東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人SK東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和7年7月10日

前澤工業株式会社	監査役会			
常勤監査役	井 上	照	孝	Ⓧ
監査役	御 山	義	明	Ⓧ
監査役	金 塚	厚	樹	Ⓧ
監査役	増 田	文	香	Ⓧ

(注) 監査役 御山義明、監査役 金塚厚樹および監査役 増田文香は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上